

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

(2024年1月1日～同年12月31日)

1 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 例
イ	黄斑下手術等	9 例
ウ	鼓室形成手術等	0 例
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 例
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 例

2 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0 例
イ	水頭症手術等	0 例
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 例
エ	尿道形成手術等	0 例
オ	角膜移植術	0 例
カ	肝切除術等	0 例
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 例

3 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0 例
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 例
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 例
エ	母指化手術等	0 例
オ	内反足手術等	0 例
カ	食道切除再建術等	0 例
キ	同種死体腎移植術等	0 例

区分4に分類される手術の件数	47 例
----------------	------

5 その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	0 例
イ	乳児外科施設基準対象手術(1歳未満)	0 例
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	15 例
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 例
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 例